

清水中学校生徒心得

集団生活をするとき、互いに協力し、高め合うためには、守らなければならないことがあります。次に掲げる事項は、そのための基本的な心得であることをよく理解し、実行に努め、互いに楽しい学校生活を送れるように心がけましょう。

1 通学・外出

交通ルールを守り、安全に注意しよう

- (1) 定められた通学路を安全に留意して登下校しよう。
- (2) 交通ルールを遵守し、他の交通の妨げにならないようにしよう。
- (3) 定められた時刻を守り登下校しよう。
- (4) 余裕をもって家を出、下校は寄り道をしないようにしよう。
- (5) 自転車通学

自転車通学指定区域に住んでいる者、スクールバス通生で部活動をする者のうち許可された者は、自転車通学ができる。

積雪・凍結期間の自転車通学は禁止する。

自転車通学許可証（ラベル）を自転車に貼る。

決められた場所に整頓して施錠する。

- (6) スクールバス通学

利用する者同士が気持ちよく利用できるように留意しよう。

危険な行為は慎もう。

- (7) 登校後の外出は原則として認めない。ただし、必要なときは、担任に申し出て許可を受ける。
- (8) 鞆は指定の物を使用する。ただし、入りきらない場合は、スポーツバック、きんちゃく、リュックサック等を使用してもよい。

2 校内生活

明るく、素直に、規律ある生活をしよう

- (1) 学習

学力を高めるために、最大限の効果を上げるために、次の事柄を心がけよう。

- ・ 学習に必要なものを準備する。
- ・ チャイム着席する。
- ・ 授業に集中する。
- ・ 自分の考えをはっきり述べる。
- ・ 工夫してノートづくりをする。

休み時間は、学習の整理・準備をしよう。

- (2) 集会

集会の際には静かに、速やかに整列しよう。

- (3) 給食

みんなで気持ちよく食事ができるように、互いに気をつけよう。

- (4) 交友

人の気持ちを思いやり、互いに助け合い、高め合おう。

(5) 所持品

学習に必要な物や学校で決められた物以外は持って来ないようにしよう。
落とし物をしたり，拾い物をしたときは，直ちに先生に届けよう。

(6) 部活動

相互に信頼と友情をもち，活動しよう。
放課後直ちに活動に入れるよう心がけよう。いったん帰宅しての準備はしないようにしよう。
持ち物（カバン・バッグ等）は全て活動場所に持って行こう。
定められた時間を守り，使用した用具はしっかりと片付け，使用した場所の美化に努めよう。
活動終了後は，直ちに下校しよう。

(7) 教室・施設・設備の利用

登校後，靴は定められた場所に，上靴は上段に，外靴は下段に入れよう。
教室は常に学習の場としてふさわしい環境を保とう。
特別教室・体育館・武道館を利用するときは，それぞれの使用の注意を熟知して使用しよう。
校舎・備品は大切に扱おう。誤って破損したときは速やかに届けよう。
私たち自身の利用する学校を，協力して美化に努めよう。

3 服装・頭髪

学校は集団生活を通していろいろなことを学ぶところです。十分な学習効果を上げるためには，落ち着きがあり，しかも集中できる学習環境が必要です。良い環境は，生徒一人一人の自覚によって作り上げられるものです。身勝手な判断による服装・頭髪が良い環境を損なうことになったり，学習活動に専念する意欲の妨げとならぬように，一人一人が心がけよう。

(1) 服装

制服

<男子> 黒の詰め襟型標準学生服を着用する。ただし，夏季は白色ワイシャツだけでもよい。
<女子> 紺の（夏季は白の）学校指定セーラー服を着用する。

体育時服装

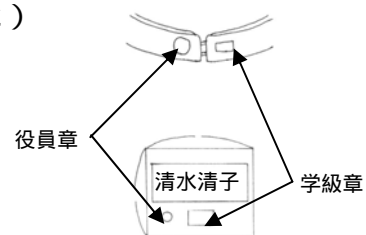
指定のジャージ・Tシャツ・ハーフパンツを着用する。

靴

<外靴> 通学に際し，はきやすく安全な物を着用しよう。（体育時は運動靴を着用する）
<上靴> 白地の運動靴を着用する。（記名を忘れないこと）

(2) 頭髪

清潔で自然，学習活動に支障のないように整えよう。
右図のように，バッジ・ネームをつける。



4 校外生活

社会の一員としての自覚をもった行動をしよう

- (1) 法に触れること，中学生としてふさわしくない行動は厳に慎む。（車の運転，飲酒，喫煙，深夜徘徊，出入り禁止場所への出入り，その他触法行為）
- (2) 服装・行動は十分に気をつけよう。
- (3) 友人同士の金銭・物品の貸し借りはしないようにしよう。
- (4) 訪問は，時間・相手の都合を考えよう。特に，父母・保護者の留守のときは，訪問を遠慮しよう。

- (5) 相手方の父母・保護者の承諾なしに宿泊することのないようにしよう。
- (6) 外出するときは行き先を告げ、日没までには帰宅しよう。

< 付則 >

諸届・諸連絡について

- (1) 欠席・早退をするときは、事前に担任に届け出る。
- (2) 遅刻したときは、登校時点で直ちに担任に申し出る。
- (3) 事故に遭ったときは、速やかに学校に連絡する。
- (4) アルバイトを行う場合は、父母の同意を得、学校に「アルバイト届」を提出する。
- (5) 旅行・キャンプ・登山等をするときは、保護者等責任者の所在を明らかにして届け出たときに限り認める。(生徒同士の活動は厳禁)ただし、家族旅行・地域子ども会・少年団活動の一環となっているものについては、届け出不要とする。